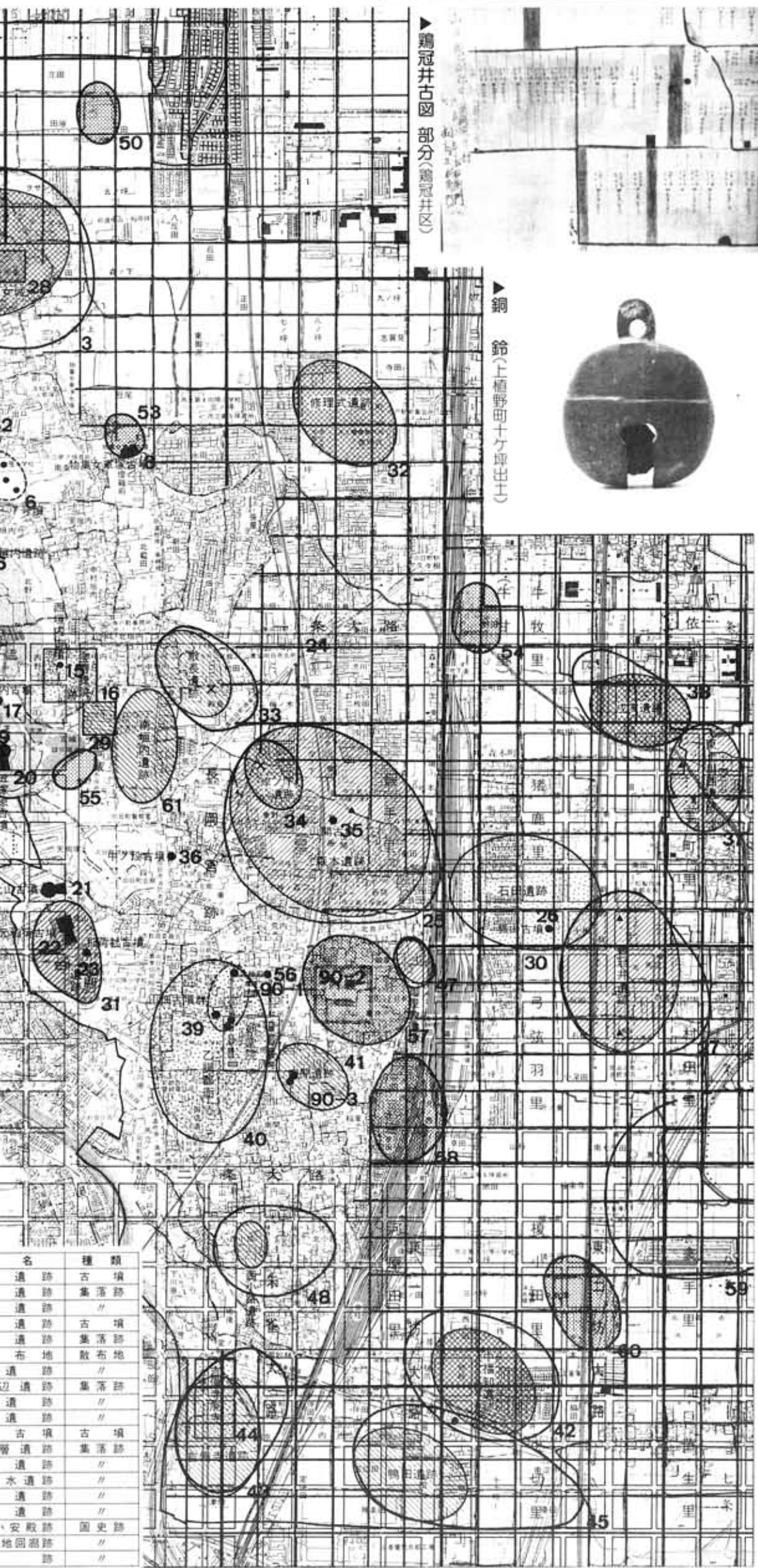
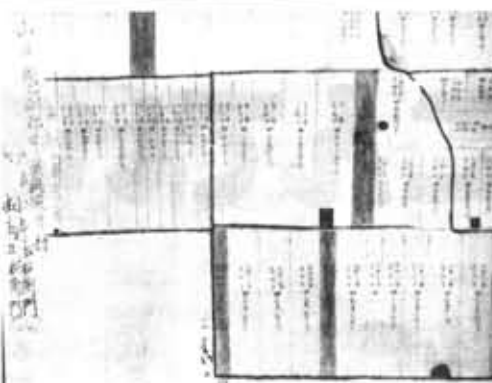


になりました

**8月1日以降、新しい遺跡内での工事には
文化財保護法による届出と調査が必要です。**



▶鶏冠井古図 部分(鶏冠井区)



▶銅 鈴(上植野田十ヶ俣出土)



▲木造薬師如来坐像 (物集文町 来迎寺)

向日市教育委員会では、昭和五十七年六月、新遺跡地図を公表し、埋蔵文化財の保護・保存を徹底してまいりました。その結果、昭和五十八年には、西山高等学校での校舎増築工事に際し、長岡京の頃の税物を納めた大蔵跡が発見され、遺構は関係者の御尽力により無事保存されました。昭和五十九年には歴史であった文化財保護条例が制定され、埋もれがちであった仏像、絵画、建造物等の有形文化財の保護を手懸けることになりました。今日

届出は開発(工事)着手の60日前

までに物集文町来迎寺保管の薬師如来坐像や、寺戸慶昌院所蔵の岸駒筆豊開和尚頂相、鶏冠井遺跡出土の銅鐔鑄型等、合計十一地点の有形文化財が指定され、保護されています。

長岡京跡以外の遺跡の発掘調査も順調で、昭和六十年以降には、縄文時代の石鏡を出土した西ノ岡遺跡、大極殿院の下層から周濠が発見され古墳とわかった大極殿古墳等、遺跡の発見も相次ぎました。

こうした新たな事態に対処するため、向日市教育委員会では、遺跡地図を改定し、埋蔵文化財の包蔵地を周知徹底することになりました。従来は遺跡だけでなく、新しく遺跡となった地

域でも、昭和六十二年八月一日以降に工事の着手を予定されている方は、文化財保護法第五十七条の二の規定により、届出が必要となります。

届出は、所定用紙に必要な事項を記入し、工事地点の周辺地図、平面図、断面図を添付して行って下さい。

市教育委員会では、届出書を検討し、文化庁と協議のうえ、下記の基準に基づき調査の方法を届出者に指示します。届出者は、この指示に応じて必要事項について市教育委員会と速やかに協議して下さい。

埋蔵文化財を始めとする文化財は、向日市にとって欠くことのできない貴重な財産です。その保護・保存

の一環として、昭和五十九年には向日市文化資料館を開館し、常設展「長岡京の歴史と文化」を始め、十一月の特別展、年二回の子供歴史教室、文化講演会、史跡めぐり、各種小テーマを設けて行う企画展等、多彩な催し物を実施しております。市民のみならずの積

▲岸駒筆 豊開和尚像 (寺戸 慶昌院)



向日市開発行為等に関する指導要綱(抜粋)

(文化財関係)

- 第20条 事業主は、周知の埋蔵文化財包蔵地及び周辺地域において開発行為等を行う場合は、事前向日市教育委員会と協議し、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び向日市埋蔵文化財調査指導要綱の規定による手続を行い、指示を受けなければならない。
- 2 事業主は前項に規定する地域以外で開発行為等にともない、埋蔵文化財を発見した場合、工事を中止し、直ちに向日市教育委員会に届け出て、指示を受けなければならない。
- 3 開発行為等にともない文化財等の調査、発掘、保全等に要する費用は、事業主が負担するものとする。